

国都下企第 40号
国都下事第301号
平成19年11月16日

各都道府県下水道担当部長 殿
各政令指定都市下水道担当局長 殿
日本下水道事業団事業統括部長 殿
独立行政法人都市再生機構下水道担当部長 殿

国土交通省都市・地域整備局下水道部

下水道企画課長

下水道事業課長

下水道施設の浸水対策の強化について

標記については、「浸水に対する下水道施設の耐水化等の推進について」（平成17年9月26日付け国都下事第192号）等により対策の実施をお願いしているところである。

このため、各下水道管理者においては、必要な措置を取り組まれているが、平成19年8月20日に石川県金沢市で発生した集中豪雨により、終末処理場・雨水ポンプ場の一部の施設が冠水して機能不全となるなど、深刻な事態が発生した。

近年、全国的に計画規模を大きく超える集中豪雨が頻発し、下水道施設においてもこれまでの想定を超える雨水流入時に備える必要性が高まっていることから、上記被災原因の調査・分析等も踏まえ、下記事項に留意し、浸水に対する下水道施設の安全性確保に万全の措置を講じられたく願います。

記

1. 施設の運転管理の確立

短時間での大量の雨水流入による急激な水位上昇時にも確実なポンプ起動あるいは流入ゲート操作を確保するため、必要に応じて、緊急時等における職員の配置体制及び操作方法の確立、ポンプ運転の自動化等を図ること。

2. ポンプ場の浸水対策の強化

ポンプ室、電気室、監視制御室等の設備室においては、配線ダクトの止水等も含め、沈砂池からの溢水等により雨水等が侵入しうる経路の遮断を徹底すること。

3. 管廊の浸水対策の強化

沈砂池からの溢水等により管廊へ雨水等が侵入しうる経路の対策を徹底すること。

なお、各都道府県におかれては、貴管内市町村（政令指定都市を除く。）に対しても、この旨周知徹底をお願いする。

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当部長 殿
日本下水道事業団事業統括部事業課長 殿
独立行政法人都市再生機構下水道担当課長 殿

国土交通省都市・地域整備局下水道部
下水道企画課下水道管理指導室 課長補佐
下水道事業課 課長補佐

下水道施設の浸水対策における確認項目について

下水道施設の浸水対策については、「下水道施設の浸水対策の強化について」（平成19年11月16日付け国都下企第40号、国都下事第301号）により、通知したところであるが、金沢市における調査委員会報告書も踏まえ（金沢市ホームページ参照<http://www2.city.kanazawa.ishikawa.jp/topics/houkokusho.html>）、計画規模を超える雨天時における雨水ポンプ場等の浸水対策として主な確認項目を下記の通りとりまとめたので、本項目も参考に、安全性確保に万全の措置を講じられたく願います。

記

1. 雨水等の流入ルートについて、全ての経路、流入量等を把握すること
（流入ゲートを通過しない流入管がやむを得ずある場合の緊急処置を含む）
2. ポンプ室等の排水機能を確保するための施設には、冠水レベル以下に開口部がないことを確認すること。ただし、やむを得ず壁の貫通部分も含めて配線ダクト等の開口部がある場合は、止水、水密等を十分考慮した構造とし、強度を含めて耐水性を確認すること
3. 沈砂池及びポンプ井への排水管において、逆流を防止する構造となっているか確認すること
4. ポンプ運転に必要な水位計等は、冠水してもポンプ運転に支障をきたさないことを確認すること
5. 維持管理・操作マニュアルが更新・充実され、関係者へ周知されているか確認すること
（流入ゲートの明確な操作基準、日常点検の別担当による点検を含む）
6. 異常降雨、機器の異常等を想定した職員等の召集・現場作業訓練が行われていることを確認すること
7. 異常事態発生時における主要機器の製作メーカー、工事業者、燃料供給業者の連絡体制が常時、最新情報となっているか確認すること

なお、各都道府県におかれては、貴管内市町村（政令指定都市を除く。）に対しても、この旨周知徹底をお願いする。